

平成 29 年第 1 回定例会 文教常任委員会

平成 29 年 3 月 2 日

西村委員

まず、県立川崎図書館の K S P への移転について、もう既に先行会派からも質問が出てまいりました。できるだけ重ならないように、また、違った角度で質問できればと思います。

昨年 12 月、当常任委員会で、市民、県民の方が問い合わせをした時に、県教育委員会と川崎市教育委員会の回答のニュアンスが微妙に違うことが、市民、県民に不安を与えたり、もっと情報を開示してもらいたいという懸念を与えているのではないかとお尋ねしました。今後は、より一層相互理解を深めて連携・協力し、将来に向けて県立川崎図書館が全国に誇れる図書館であるように取り組んでいただきたいと思います。

それを受けた形で、県と川崎市の連携について伺っていききたいと思うのですが、県教育委員会と川崎市教育委員会は先月、県立川崎図書館の K S P 移転に向けて、調整会議を設置し、協議・調整を開始したと聞いています。まず、調整会議を設置した目的や構成員を確認させてください。

生涯学習課長

県立川崎図書館のかながわサイエンスパークへの移転に向けましては、これまで川崎市教育委員会と意見交換や情報交換を行ってきたところでございます。

平成 29 年度末という移転時期が目前に近づき、川崎市教育委員会との具体的な協議を進めていく必要があることから、2 月 15 日付けで県市教育委員会調整会議を設置したところでございます。

この会議の目的でございますが、県と川崎市の両教育委員会が県立川崎図書館の K S P への移転に際し、相互に連携及び協力するために設置したものでございます。会議は、県と川崎市の教育長をトップに、図書館を所管する生涯学習課長、担当課長を含めた構成で、県と川崎市の迅速な合意形成が図られる会議体となっております。

西村委員

2 月 20 日に 1 回目の会議が開催されたということですが、そこではどういった協議が行われたのか教えてください。

生涯学習課長

2 月 20 日に第 1 回調整会議を開催させていただきました。ここで県から、K S P 移転に係る平成 29 年度当初予算の概要について説明させていただきました。今後の調整事項としまして、県立川崎図書館から川崎市立図書館へ移管する図書資料や、K S P 移転後に県立川崎図書館と川崎市立図書館で連携する事業内容などについて、県から川崎市に提案させていただいたところでございます。

西村委員

1 回目ということで、まだ提案理由というか、実質的な協議には至っていないようですが、今後、調整会議の協議はどのように進められていくのでしょうか。

生涯学習課長

調整事項といたしまして、県立川崎図書館から川崎市立図書館へ移管する図書資料や、K S P 移転後に両図書館で連携して実施する事業内容など、県から提案した内容につきまして、両図書館の職員を含めた部会を今年度内に設置いたしまして、川崎市教育委員会や川崎市図書館の意向を尊重しながら、具体的な協議・調整を進めていくこととしています。

また、今後、移転後の建物の受託などについても、調整会議の場で協議を図ってまいりたいと考えております。

西村委員

川崎市教育委員会の意向も尊重しながら進めてもらいたいと思います。川崎市にお願いするべきことを当委員会で言うのも何ですが、川崎市には、より市民に近い立場で、市民の意向もくみ取った形で話を進めていっていただきたいと願うばかりですが、報告があった移転後の図書館について、何点か伺いたいと思います。

まず、利用者の方の関心が高い蔵書についてですが、K S P で約 30 万冊を収蔵し、残りの約 13 万冊のうち約 11 万 6 千冊は外部書庫で保管していくということでした。これについても、外部に預けておくということになると、これまでと同じように利用することができるのかというお声をいただいております。今後、外部保管される蔵書はどのように扱われるようになるのでしょうか。

生涯学習課長

県立川崎図書館におきましては、既に野庭収蔵センターを外部書庫として活用しています。移転後に設ける外部書庫につきましても、野庭収蔵センターと同様に、図書の閲覧、貸出し、レファレンスに対応してまいりたいと考えております。

外部書庫で所蔵する図書の使用については、新たに搬送システムを構築し、定期的な運搬を確保するとともに、利用の予約制度を設けるなどして、円滑に提供できる工夫をさせていただきたいと考えております。

西村委員

新たな搬送システムということですが、そういった情報をしっかりと開示していただき、不安の払拭に努めていただきたいと思います。

移転後は、図書館に来ていただくだけでなく、県内各地域での出前講座にも新たに取り組むと記載されておりますが、県立川崎図書館ならではの講座でなければ意味がないのではないかと思います。具体的にどういった講座を考えていらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長

まず、県立川崎図書館の所蔵する技術工学系の専門図書、資料、特許・規格関連の資料やサービスが、ものづくり支援のために役立つということを御理解いただくため、県立川崎図書館活用講座の開催を予定してございます。

さらに、個別にテーマを決めて掘り下げた講座も予定しております。例えば、社史を活用した、企業のものづくりのための出前講座なども想定させていただいております。

具体的な内容につきましては、今後、ものづくり技術に関係のある業界団体

や経済団体などの御意見も伺いながら、県立川崎図書館ならではの講座ができるように調整してまいりたいと考えております。

西村委員

新しく、県立川崎図書館ならではの出前講座に大いに期待したいと思いますが、これまで行ってきたサイエンスカフェのニーズも大変高いですから、両事業ともに、様々なジャンルの、より多くのニーズに応じていただくとともに、県民への情報の提供もお願いいたします。

利用環境についても、ICタグを利用したセキュリティゲートを導入することですが、具体的な内容、導入効果、経費について伺います。

生涯学習課長

今回、利用環境といたしまして、ICタグセキュリティゲートを導入することとしてございます。これまで県立の図書館2館では、ICタグは導入していないものでございます。具体的な内容でございますが、ICチップが埋め込まれたICタグを蔵書に張りつけ、出入口にICタグに反応するセキュリティゲートを設置するものでございます。

次に、導入効果でございますが、まず、資料管理がより効率的にできるようになります。具体的に申し上げますと、資料の無断持出しの防止、ICタグの活用による蔵書管理の効率化が挙げられます。また、IT技術の進展に伴い、将来的には、例えば自動貸出・返却機の導入や、パソコンによる資料検索によって資料の所在を瞬時に案内できるなど、新たなサービスの展開も考えられるところでございます。

このように、レファレンスの高度化や、利用者のニーズに合わせた専門的なサービスの向上につながることも期待できるところでございます。

平成29年度当初予算におきましては、ICタグ及びセキュリティゲートの導入の初期費用として約3千万円を計上しているところでございます。

西村委員

国においても、マイナンバーカード等を活用して国内の図書の総合貸出しを模索しており、目標に掲げているとも伺っております。そういったことが始まった時に、いち早く県立川崎図書館が、あるいは神奈川県内の図書館が参入できるような体制も見据えて取り組んでいただきたいと思っております。

さて、これからの図書館を展望すると、既に図書類のデジタル化が進んでおり、このことも12月の定例会で取り上げさせていただきました。まして、ものづくりやサイエンスに特化するということになると、電子ジャーナルなどのデジタル情報の提供というのは、今後ますます重要になってくるのではないかと考えます。私は、将来的にもものづくり図書館として県立川崎図書館が進んでいく中で、全国に先駆けたデジタル図書館の形になるのではないかと考えています。

そうなれば、蔵書の保管のあり方も大きく変わってまいります。移転後は、デジタル情報の提供について、計画的に整備することですが、どのように取り組んでいこうと思っていらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長

デジタル情報につきましては、インターネットを介して新聞などの記事を入

手できるデータベースや、国内外の雑誌論文や技術情報を入手できる電子ジャーナルがございます。現在の県立川崎図書館におきましても、データベースや電子ジャーナルを一部導入しておりまして、限られたスペースの中でも情報量を充実できるなど、その有用性は認識しております。

一方、こうしたデジタル情報の取り扱いに熟知した人材の育成や、経費面で検討すべき課題もございます。今後、そうした課題や他の公立図書館での導入状況などを踏まえ、デジタル情報の充実に向けた検討を進め、計画的な整備につなげてまいりたいと考えております。

西村委員

県立川崎図書館のK S P移転について、今定例会では大筋が明らかになってきたと感じているところです。今後しっかりと川崎市教育委員会と連携、協力して進めていただくよう、今一度確認させていただきます。

また、県立川崎図書館はものづくり支援に係る情報提供等を通じて、県の産業振興に資するという役割を持ち、生かせるべきであるという方向が出されました。そのため、移転後の具体的な姿をアピールしていく必要があると考えています。このアピールは、市民、県民に安心を与えることにもなります。これも、川崎市教育委員会としっかり連携して、情報の開示に努めていただけますようお願いいたします。

特に、デジタル情報の充実については、これまでも提案させていただいたところですが、産業振興に寄与していく上で重要なことであると考えています。こうしたデジタル情報の充実に伴い、これを取り扱う司書も新たに採用・育成することが必要になってくると思います。専門的な産業情報の配信を目指していく県立川崎図書館には必須のものと考えておりますので、早期の実現に向け検討を進めていただくよう要望して、この質問を終わります。

続いては、こちらも先行会派から質問が出ましたが、中学校夜間学級について伺いたいと思います。

これまで、本県における中学校夜間学級の拡充について、繰り返し質問をさせていただいてまいりましたが、前回の定例会において、教育長から一定の方向性を示していただきました。その後の当常任委員会でも改めて取り上げたところですが、本県の中学校夜間学級について、今回も何点か伺わせていただきます。

まず、中学校夜間学級等連絡協議会は、以前の定例会で方向性を示した上で進めていただいているところですが、取りまとめた方向性について、どのような状況になっているのか、伺わせていただきたいと思います。

子ども教育支援課長

2月2日に開催いたしました、第3回中学校夜間学級等連絡協議会では、これまでの協議を踏まえ、今後の方向性として、横浜市、川崎市以外における中学校夜間学級の設置について、市町村教育委員会とともに更に検討を進めること、横浜市、川崎市教育委員会では、既存の夜間学級の在籍対象者について、従来どおり当該市在住の方とすること、以上2点について改めて確認をいたしました。

西村委員

新たな中学校夜間学級の設置に向けて本格的に検討を進めていく上で、今後、県教育委員会と市町村教育委員会はどのような形で検討・協議を行っていくのでしょうか。

子ども教育支援課長

県教育委員会では、来年度、中学校夜間学級の具体的な設置に向けて検討協議を行う新たな検討会議を立ち上げる予定でございます。現在、市町村教育委員会に対し、この検討会議への参加の有無について意向確認を行っているところでございます。

西村委員

参加の意向がある市町村教育委員会との検討会を新たに設置していくということですが、全ての市町村が参加する現在の中学校夜間学級等連絡協議会は終了することになるのでしょうか。

子ども教育支援課長

全ての市町村教育委員会が参加する中学校夜間学級等連絡協議会につきましては、次年度も継続して実施していきたいと考えております。そこでは、新たな検討会議での検討、協議等の進捗状況につきまして情報を共有し、各市町村における今後の検討の参考材料としてもらうとともに、教育機会確保法の施行を受けた、未就学者や不登校児童・生徒等への中学校夜間学級等を含めた多様な教育機会の確保について協議する場にしたいと考えております。

西村委員

新たに設置される検討会には、前向きな市町村教育委員会が参加されるのではないかと思いますのですが、どのぐらいの市町村の参加を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

子ども教育支援課長

意向調査の回答には、市町村ごとに温度差がございますが、本日現在、16の市町村から、参加する意向がある、又は参加について検討中であるという回答を得ています。

西村委員

この検討会では、どのような内容について検討を行うのか伺います。

子ども教育支援課長

主な検討事項といたしまして、中学校夜間学級の設置方法、施設、指導者の配置、教育課程等のあり方などを考えております。また、年間3回程度の開催を予定しておりますが、検討状況に応じて更に回数を増やして開催する必要も出てくると考えております。

西村委員

ちなみに、現段階で16の市町村は公表できないのですか。

子ども教育支援課長

現在、各市町村において検討している部分もございますので、公表は控えさせていただきます。ただ、公表いただければと思います。

西村委員

この検討会の構成員は、県や市町村の教育委員会担当者以外にどのような方

を予定されているのでしょうか。

子ども教育支援課長

現時点での想定ですが、主な構成員といたしまして、中学校夜間学級の設置を検討する市町村教育委員会及び県教育委員会の関係各課、学識者、文部科学省などの関係機関等を考えております。

西村委員

これも12月に要望させていただいたのですが、より具体化していく中においては、中学校夜間学級について全般的に把握し、これまでサポートしていただいた民間団体等の御意見も吸い上げていただく御配慮をよろしく願いいたします。

さて、中学校夜間学級を運営していく上では、配備される教職員の数などが、現行法の内容では不十分であり、国に対して要望していく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

子ども教育支援課長

現在、国が中学校夜間学級の設置促進について、様々な事項を発信している以上、国による制度の整備や定数等への措置などが必要であると考えております。これまで県教育委員会といたしましても、国に対して、支援をどのように考えているのか、随時問合せや要望をしまりました。今後も文部科学省に強く要望等をしてまいります。

西村委員

特に強く要望していただきたいと思うのが、現在審議が行われ、可決されると言われている法改正の一つである、義務教育費国庫負担法の一部改定についてです。我が党の国会議員が予算で質問をさせていただいた時に、不登校児童・生徒を対象とするものであったり、夜間その他特別な時間に授業を行う者の教職員給与に関する経費を国庫負担の対象に追加すると、大臣から答弁がありました。

これだけだと聞こえはいいのですが、その前に、都道府県が設置する義務教育諸学校のうちとなっているのです。中学校となると、都道府県が設置するかというと、なかなか難しい問題があると思いますし、市町村が設置するとなると、通常の小中学校と同様に義務標準法に基づき、学校編成及び教職員定数の算定が行われることになってしまいます。ところが、普通の場合でしたら、人数割である程度のクラスが決められますが、今後は、指導上、文部科学省が出している夜間中学の設置充実に向けてという手引きなのですが、この中で、様々な生徒がいるため、クラス編成に配慮するようにと書いておきながら、標準法に基づいて整備することとしているのは、私は非常に矛盾していると感じています。

具体的な御意見は、担当者が十二分に実感をされているところだと思うので、国に強く要望していただくとともに、手を挙げていただいた市町村教育委員会に、県としてどのようなサポート、支援、バックアップができるのかということ、具体的にお考えいただき、ある程度お示しいただかないと、市町村教育委員会としても、やってみたいと思っても、思い切って手を挙げられないというのが実情ではないかと思えます。大変厳しい課題だとは思いますが、どうぞ

取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

最後に、今後のスケジュールについて伺います。新たな中学校夜間学級が設置される方向に進んだ場合、いつごろの開設が見込まれるか伺いたいと思います。

子ども教育支援課長

基本的には、中学校夜間学級を設置します市町村教育委員会の意向を十分に踏まえて、検討協議を進める必要があるため、現段階で具体的にいつごろの開設と申し上げることは難しいと考えております。

西村委員

繰り返しになりますが、今要望したことの表れだと思えます。ニーズはあるであろう、設置した方がいいであろう、しかし、これに伴う財源、あるいは人員の確保が国から明確に示されていないと言っていると思えます。昨年度末に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、教育機会確保法では、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付けたわけですから、その義務を履行するためにも、しっかり要望していただきたいと思えます。

また、本県においては、既に全ての市町村教育委員会と共に、検討を開始していただいております。一定の方向性を示すことができましたが、今後、更に具体的に検討準備を進めていくという段階において、市町村の意向を尊重しながらも、県としてのリーダーシップを発揮して取組を進めていただきたいと思えます。

ちなみに、2月22日に松戸市の教育委員会が、夜間中学の新たな設置を発表いたしました。また、私どもも国会議員に働き掛けながら、自治体の役割としての人材確保、財源支援を課題として提案し、質問の中で取り上げたところでございます。一層の御努力を要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、朝、川崎駅などで街頭演説をしていたときに、中学生が受検に行く姿を見掛けました。頑張ってくださいと声を掛けると、頑張ってきますと返してくれて、何か嬉しい思いがしました。受検の時よりも発表を見に行く時の方が、子供たちは緊張しているということを実感しながら、後ろ姿を拝見したところですが、先月28日、共通選抜の合格発表がありました。まず、質問というよりも所感なのですが、共通選抜を終えた感想等がございましたら、伺えますか。

高校教育課長

昨年度の入学者選抜で大量の採点ミスが発生し、それを踏まえて、採点方法の見直しを行いました。その後、予算を認めていただき、マークシート方式を導入し、新しい形で入学者選抜を実施することができました。現在のところ、大きな混乱もなく無事に終了しており、これも皆様のおかげであり、学校現場が緊張感をもって臨んだ結果だと考えております。

西村委員

新聞報道では、答案用紙の写しを配布したが、問い合わせ等はなく、大きなトラブルもなかったと伺っておりますが、本日伺いたいのはそれとは少々異なります。

例年、入学者選抜の時期はインフルエンザの流行と重なることがあります。受検生は万全の体制で検査に臨むよう、体調管理に十分気を付けているところとは思うのですが、インフルエンザは感染症ですから、注意をしても、当日に体調を崩してしまう受検者もいるのが現状です。私どもの会派では、対応が必要と考え、繰り返しこのことを提案させていただいてまいりました。そこで、こうした受検生に対する配慮等について伺っていきたいと思います。

本県では、学力検査等の当日において体調が優れない受検生に対して、どのような配慮をしているのでしょうか。

高校教育課長

本県におきましては、病気等により通常の検査による受検が難しいと、受検生等から申し出があった場合、受検先の高等学校長が学校としての対応を決め、その後の措置について受検者等に確認して、措置を決定しております。

例えば、検査時間を変更したり、別室で受検させたりすることにより、他の受検者との接触を防ぐことで受検できるとしております。

西村委員

昨年10月14日付けで、文部科学省より、高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応についてという通知が出されたと同っておりますが、その内容はこういったものなのか確認します。

高校教育課長

委員がお話しの通知に先立ち、昨年5月に文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、インフルエンザ罹患者等への対応状況調査というものがございます。その結果を踏まえた上で、10月に通知が出されたものでございます。その内容といたしましては、インフルエンザ罹患者等に対する受検機会の十分な確保について、特段の配慮を認めたいという内容でございました。

西村委員

現在、追検査日は設けていないということなのですが、他県の状況はどうなのでしょう。

高校教育課長

ただいま御答弁させていただきました5月の調査によりますと、昨年の入学者選抜におきまして、追検査を実施したのは66都道府県市のうち、京都府、愛知県、静岡県などの11府県市、正確には7府県と4市でございます。全体の約17%となっております。

また、別室受検を同日に実施しているのは、同じく66都道府県市のうち、本県を含めました64都道府県市でございます。全体の約97%となっております。

なお、追検査と別室受検を併せて実施している都道府県市は九つございます。

西村委員

センター試験には予備日が設定されています。高等学校入学者選抜において、追検査を実施する上での課題は何なのでしょう。

高校教育課長

想定される課題は、大きく分けて二つございます。

まずは一つは、日程の問題がございます。本県の入学者選抜の日程は、私学協会や横浜市、川崎市、横須賀市の教育委員会、県内の公立中学校の校長会な

どと調整して決定しております。その結果、2月中旬の共通選抜からスタートし、共通選抜の二次募集、定通選抜、定通分割選抜の二次募集と、全部で四つの選抜を3月末までに全て実施するという日程になっており、非常にタイトな日程の中に、更に追検査を組み入れていくということが、大きな課題の一つ考えております。

もう一つの課題は、検査問題とのことでございます。追検査により合格者を選抜する場合、いわゆる通常の本検査と同じレベルの検査問題を作成して実施しなければならず、作問のレベルや体制の検討が大きな課題と考えております。
西村委員

課題があることは十二分に理解したところなのですが、昨年、神奈川県の中3年生が、インフルエンザで体調を崩したまま高校入試を受検し、十分に力を発揮できず、そのことを苦に自殺し、母親も後を追って命を絶つという事件がありました。それを受けて文部科学省が通知を出しました。こういった思いをしっかりと受け止めていかなくはないのではないかと考えております。追検査の実施を望む受検生や保護者の切実な声に耳を傾ける必要を、私は感じるのですが、インフルエンザなどにより検査を受けられなかった受検生に対する配慮について、県教育委員会としての今後の方向性を伺います。

高校教育課長

委員御指摘のとおり、体調不良のまま検査を受けることにつきましては、生徒本人の負担は非常に大きいと考えております。課題はいろいろございますが、追検査の実施を含め、来年度以降の入学者選抜で対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

西村委員

来年度以降に実施できるように取り組んでいくというお言葉を頂きました。

高校入試は選抜なので、同じ条件の下で公平に実施されることが原則だということは、私も理解しております。しかし、受検生の中には、検査当日に体調を崩してしまう人も出てくるでしょうし、感染症の場合は、同じ教室で受検することで他の受検生にも影響を及ぼすわけです。受検の機会は限られています。一生を左右します。引き続きできる限りの配慮をお願いいたしまして、この質問を終わります。

続いては、県立高校における通級指導について伺わせていただきたいと思っております。

これまで小中学校などにおいて実施されていた通級指導が、平成30年度からは高校でも実施できるようになり、本会議で私ども公明党の代表質問で、県立高校における通級指導の導入について教育長の所見を伺いましたところ、通級指導を行う県立高校を複数指定することや、平成30年度からの円滑な導入に向けた準備を行うことが示されました。

そこで、県立高校における通級指導を今後どのように行っていくのか伺ってまいりたいと思っております。

まず、通級指導とはどのような指導なのか、確認のために伺います。

高校教育課長

通級指導でございますが、通常の学級に在籍し、大半の授業は通常の学級で

授業を受けますが、必要に応じて、障害による学習上、あるいは生活上の困難を主体的に克服するため、別の教室などにおきまして特別な指導を行うというものです。また、知的障害が主たる障害ではなく、学習障害や情緒障害などの障害が主たる障害である生徒を対象としているものでございます。

西村委員

県立高校には、これまでも障害のある生徒が在籍していたと思うのですが、これまでは、どのように指導が行われていたのでしょうか。

高校教育課長

御指摘のように、これまでも県立高校にはそうした生徒が在籍しております。例えば、在籍している発達障害や障害のある生徒に対しましては、特定の授業中に、別教室で個別の指導を行ったり、放課後を利用して個別に補修や講習を行ったり、きめ細かい指導を行っているところでございます。

西村委員

先日の代表質問において、県立高校改革実施計画の中で、通級指導を行う県立高校を複数校指定するとの教育長答弁がありましたが、具体的に実施計画を変更することもあるのでしょうか。もし変更するのであれば、いつ変更するのでしょうか。

県立高校改革担当局長

県立高校改革の取組につきましては、県立高校改革基本計画という実施計画を定めて取り組んでいるところでございます。この基本計画の中で、改革の重点目標として、共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育の推進を掲げておりまして、具体的な実施計画の中では、教育相談体制の充実や、インクルーシブ教育の推進に取り組むこととしております。

今回、国の制度改革を受け、高校に進学する生徒の多様なニーズに対応するため、県立高校に通級指導を積極的に導入していくに当たり、県立高校改革の実施計画の中で、具体的な取組として位置付けたいと考えております。

時期については、平成30年度からの導入を考えますと、生徒の募集という観点から、平成29年度の秋には、県立高校改革実施計画の一部を改定し、その中で高校の指定を行っていきたいと考えております。

西村委員

高校において通級指導を受ける生徒がどの程度の人数になると考えていらっしゃいますか。

高校教育課長

あくまでも想定ですが、国の資料によりますと、通級の対象となる障害者の一つである発達障害の生徒の、中学校から全日制高校への進学率は約1.8%となっています。このことに鑑みますと、1学年8クラス規模の学校で換算して、全ての生徒が通級指導を受けるわけではございませんが、1学年約6人となります。

我々といたしましては、生徒及び保護者の意向を踏まえることを前提として、制度設計をしていきたいと考えております。

西村委員

義務教育ではないので、皆さんが手を挙げてそこに通われるかどうか、進学

をされるかどうかという問題、それから特別支援学校に行くという方もいらっしゃるでしょうし、また、そういった指導をしている私立学校を選ばれる方など、いろいろな進路が考えられるので、具体的な人数を推し量るのは困難な作業であるかとは思いますが、しかし、万全を期して取り組んでいただきたいと思います。

来年度には、通級指導を行う複数の県立高校を指定し、準備を行うということですが、どういった準備を行うのでしょうか。

高校教育課長

平成29年度の中で指定を行い、その学校におきましては、授業の進め方や、対象となる子たちへの授業における評価方法の工夫といった、通級による指導を行うために必要な学習支援のあり方について、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、教室の掲示物を整理して貼るといった、いわゆる学習者にとってのバリアフリーに向けた教室の環境整備についても、検討してまいりたいと考えております。

西村委員

神奈川県内の公立高校に通級指導を導入するに当たり、検討すべき課題があればお聞かせください。

高校教育課長

現在想定しております課題は、大きく二つございます。一つは特別支援学校の学習指導要領に基づいてこの通級指導は行われますが、高等学校の学習指導要領に基づき、教育活動を展開している高校教員の中で、特別支援教育に関する知識と経験を十分に持つ教員はそれ程多くないと考えており、今後、人材育成等について検討していく必要があると考えています。

もう一つの課題といたしましては、学校が対象生徒の選定を円滑に行うための注意点について、検討の余地があると考えております。この点については、現在、国の委託事業として県立高校2校で行っている、特別支援教育に関する研究成果などを参考として、検討してまいりたいと考えております。

西村委員

課題は大きな壁だと思います。具体的な授業のカリキュラムも、あまり国から提示されていないと伺っていますし、そのクラスに通える生徒の範囲も線引きされていないと聞いています。そういった中で、神奈川県が通級指導に取り組もうという姿勢は、とても重要なことだと思います。通級指導が小学校から高校まで、継続的に実施される意義は大きなものであろうと私は思っています。

神奈川の支援教育の考え方にに基づき、県立高校における通級指導を多様な学びの場の一つとして捉えて、様々な指導や支援を必要とする生徒への一層のきめ細やかな対応を通して、生徒の意欲の向上やこれからの時代に必要な能力の育成をお願いするとともに、国に対しては、引き続き基準やカリキュラムなどの提示を求めていくことによって、より情報が活性化したり、子供のために資するものになってくると思いますので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。